

## 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

都道府県名:福島県

農業委員会名:湯川村農業委員会

## I 農業委員会の状況(令和6年4月1日現在)

※「I 農業委員会の現況」については、別紙様式1の内容を転記

## 1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 R5 年 7 月 20 日

任期満了年月日 R8 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	8	8
認定農業者	—	4
認定農業者に準ずる者	—	1
女性	—	2
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	7	7	7

## 2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	344
農業経営体数	276

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	348
女性	139
40代以下	5

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	103
基本構想水準到達者	19
認定新規就農者	
農業参入法人	2
集落営農経営	9
特定農業団体	
集落営農組織	9

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	計			
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	998	92				1,090

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

## II 最適化活動の実施状況

### 【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

※ 「現状及び課題」及び「目標」については、別紙様式1の内容を転記

#### 1 最適化活動の成果目標

##### (1) 農地の集積

###### ①現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)		これまでの集積面積(B)		集積率(B)／(A)	
	1,090	ha	796	ha	73.1	%
課題	農業従事者の高齢化が進む中、大型農機具を所有していることもあり維持している農家も多い。担い手農家の更なる高齢化や後継者不足・米価下落による意欲低下等で農業の衰退に繋がらないようにすることが課題である。					

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

###### ②目標

農地の集積の目標年度	11	年度	集積率	85	%
今年度の新規集積面積	22	ha	農地面積(C)	1,090	ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	818	ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)／(C)	75.0	%

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

###### ③実績

今年度の新規集積面積	2	ha	農地面積(F)	1,090	ha
今年度末の集積面積(累計)(G)	798	ha	今年度末の集積率 (H)=(G)／(F)	73.2	%
目標に対する達成状況(H)／(E)	97.6	%			

農業委員会の点検結果	集積できる農地の面積が限られているため、目標には届かなかったが、引き続き農地の集積を推進していきたい。
------------	---

※1 今年度の新規集積面積は、当該年中の集積面積(フロー)を記入

※2 今年度末の集積面積(累計)は、年度末時点の集積面積(ストック)を記入

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消

##### ①現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況			
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積		
		うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積	
	0.19	ha	0.19 ha	0.0 ha
・相続人が、管内に居住していないケースが多くなっており、田については利用権設定等により耕作されているが、畑については、活用されず土地所有者がシルバー等に依頼し管理している状況にあり、遊休化が懸念される。日常的な監視活動を実施し早期指導をすると共に農地中間管理機構への斡旋を行う。				

##### ②目標

###### ア 既存遊休農地の解消

###### a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	0.0	ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)	0.19	ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	0.0	ha
--------------------------	-----	----

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	管内に黄区分の遊休農地はなく、今後も現状維持していく。	
-------------------------	-----------------------------	--

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	0.0	ha
---------------------------	-----	----

③実績

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)	0.04	ha
今年度の目標に対する達成状況(D)/(C)	21.1	%

b 黄区分の遊休農地の解消

黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況	黄区分の遊休農地がないため、策定しなかった。
-------------------------	------------------------

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積	0.04	ha
---------------------------	------	----

④その他

農地の利用状況調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	令和6年8月		令和6年9月	
	1号遊休農地の面積	0.19 ha	うち緑区分の遊休農地	0.19 ha
			うち黄区分の遊休農地	ha
農地の利用意向調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	令和6年9月		令和6年10月	

農業委員会の点検結果	緑区分遊休農地については、継続的な指導を実施したい。
------------	----------------------------

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	3年度新規参入者	4年度新規参入者	5年度新規参入者
	0 経営体	0 経営体	0 経営体
	0.0 ha	0.0 ha	0.0 ha
課題	親元就農はいるものの、農外者からの新規参入者がほぼいない状況であり、新規就農支援の補助金等を周知すると共に、掘り起しが必要である。		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体に集積した農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平均
	74 ha	69 ha	87 ha	76.6 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積(A)	7.7		ha	

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

③実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B)	8.6	ha
公表URL	(その他の公表方法)	農業委員会窓口に掲示
目標に対する達成状況(B)/(A)	111.7	%
(参考)新規参入者の参入状況	参入経営体数	0 経営体
	取得農地面積	0.0 ha

農業委員会の点検結果	新規参入経営体はいなかったが、公表した農地面積は目標を上回った。
------------	----------------------------------

※ 参入経営体数は、農地を取得して新たに農業に参入した経営体数を記入

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	8 日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	8 人
		農地利用最適化推進委員の人数	7 人

(2) 活動強化月間の設定

①目標

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の内容
4～7月	①農地の集積	・意向把握調査の実施 ・集落で開催される地域計画に関する話し合いの場に参加
8月	②遊休農地の発生防止・解消	・広報ゆがわを活用しての啓発活動の実施。 ・農業委員・農地利用最適化推進委員による定期的な見回りの実施。 ・委員全員による農地パトロールの実施。
11～12月	③新規参入の促進	・福島農業人フェア等へ農地利用最適化推進員が参加しPR及び就農希望者の呼び込みを行う。 ・新規参入希望者の掘り起し。 ・農地相談会(年4回実施。内新規参入者の相談会は1回実施)

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

②実績

活動強化月間の設定回数	6 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の結果
8月	②遊休農地の解消	・広報ゆがわを活用しての啓発活動を実施。(広報ゆがわ8月号に掲載) ・農業委員・農地利用最適化推進委員による定期的な見回りの実施。 ・8月21日に農業委員、推進委員全員及び村農政担当部局、県等の同行による農地パトロールの実施。
11月	③新規参入の促進	・ふくしま農業人フェアに農業委員1名・農地利用最適化推進委員1名が参加しPR及び就農希望者への相談業務を実施した。 ・新規参入希望者の掘り起し。
9月・12月・1月・2月	①農地の集積	・農地相談会を4回実施した。 ・集落で開催される農業に関する話し合いの場に参加し、地区内での農地の集積に努めた。 ・戸別訪問等により認定農業者・新規就農者の掘り起し等を実施。

※ 強化月間の結果欄は、強化月間中に行った具体的な取組の内容とその結果生じた効果等の内容を記入

### (3)新規参入相談会への参加

#### ①目標

新規参入相談会への参加回数	2回
---------------	----

開催時期	令和6年11月	相談会名	ふくしま農業人フェア
参加者数	4	開催場所	会津若松市
相談会の内容	新規参入希望者の呼び込み・PR・助言を行う。		
開催時期	令和6年12月	相談会名	新規就農者に係る相談会等
参加者数	4	開催場所	湯川村役場
相談会の内容	新規参入希望者の相談会、青年等就農計画認定審査会に出席し指導・助言を行う。		

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入  
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加する場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する

#### ②実績

新規参入相談会への参加回数	2回
---------------	----

開催時期	令和6年11月10日	相談会名	ふくしま農業人フェア
参加者数	2	開催場所	会津若松市
相談会の内容	新規参入希望者向けの相談会であり、相談ブースが設置され農業委員1名、農地利用最適化推進委員1名が参加し管内農業のPRと相談業務にあたった。		
開催時期	令和6年12月5日	相談会名	農地相談会
参加者数	4	開催場所	湯川村役場
相談会の内容	農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名が出席し、新規参入者も対象とした農地相談会を実施した。		

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加した相談会の数を記入  
(参加者数によらず、1名以上が参加した新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加した場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する(評価点欄は追加しない)

#### 目標の達成状況の評語

目標に対して期待を上回る結果が得られた。
----------------------

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語を記入

#### 【推進委員等の点検・評価結果】

評語	推進委員等の人数
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	
目標に対し期待を上回る結果が得られた	
目標に対して期待どおりの結果が得られた	1
目標に対して期待を(やや)下回る結果となった	14

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語ごとの該当する推進委員等の人数を記入

### Ⅲ 事務の実施状況

都道府県名： 福島県  
 農業委員会名： 湯川村農業委員会

#### 1 総会、部会の開催実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考(定例開催以外の理由)
総会	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	
農地部会											1		
農政部会											1		

※ 総会又は部会の月ごとの開催回数を記入

#### 2 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数		8 件	うち許可	8 件		
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	20 日	処理期間(平均)	18 日
	総会開催日の公表	公表している	していない	申請書締切日の公表	公表している	していない

#### 3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

権限移譲の状況 (当てはまるものに○)	・農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定					
	・地方自治法第252条の17の2第1項に基づき市町村長へ事務委任					
	・地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任					
1年間の処理件数		8 件	うち許可相当	8 件	うち不許可相当	件
処理期間		標準処理期間	申請書受理から	25 日	処理期間(平均)	22 日

#### 4 違反転用への対応

現 状	管内の農地面積	年度末時点の違反転用面積
	1,090 ha	0 ha
違反転用解消のために実施した活動内容	農業委員と推進委員が担当地区を適時見回り(月1回)を実施し、違反転用の未然防止に努めた。	
実 績	違反転用解消面積 0 ha	

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 違反転用面積は、管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の面積を記入

※3 活動内容は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等について具体的に記入